

英国パーソナライゼーション政策における地方自治体の役割と財政

○ 愛知教育大学 岩満 賢次 (4745)

八木橋 慶一 (神戸医療福祉大学 7428)

キーワード：パーソナライゼーション、地方自治体の役割の変化、地方自治体財政への影響

1. 研究目的

我が国の高齢者や障害者に関する介護財政は大きな問題を抱えており、介護サービス費の給付水準や給付方法なども検討していかなければならない状況にある。英国でも国家及び地方自治体財政が逼迫する中で、社会保障費用が大幅に削減されており、介護サービスの給付のあり方も変化してきている。その一環として、利用者による選択や財源のコントロールを鍵的概念とするパーソナライゼーション政策が展開されており、その中心には介護や生活支援 (care and support services) の費用となるパーソナル・バジェット (Personal Budget、以下 PB) がある。この PB を含めた英国のパーソナライゼーション政策については、我が国においても複数の研究が存在している (代表的な研究例、秋元 2011、小川 2009、白瀬 2012) が、本報告では、これまで十分な言及が行われてこなかった地方自治体の役割やその財政的な影響について検討していきたい。

2. 研究の視点および方法

本研究は、ロンドン特別区の A 区のパーソナライゼーション財政局の担当者に聞き取り調査を行っている。聞き取り調査は、2012 年 9 月に渡英し行っている。聞き取り調査の視点は、パーソナライゼーション政策 (特に PB) に関する地方自治体の役割及び財政状況にあてた。

3. 倫理的配慮

本研究では、聞き取り調査を行うに当たり、事前に担当者の了解を得ており、利用者の個人情報には触れないように配慮した。また、研究全体にわたり、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、研究倫理に配慮している。

4. 研究結果

聞き取り調査の主な要点は下記の通りであった。

- ・ 地方自治体は、利用者をアセスメントする。全国共通のアウトカム・ベースド・アセスメント用紙 (Outcome based Assessment Form) を用いて利用者をアセスメントするが、予算の割り当てや計画策定には地方自治体に裁量がある。A 区では、①ソーシャルニーズの高さ、②他のニーズの高さ、③インフォーマル (家族など) の要因の 3 点をもとに判断する。利用者の相談やアセスメントはソーシャルワーカーが行うが、

決定後の計画策定はケアマネジャーが行っている。

- ・ 利用者が PB を利用する場合には、自身でサービスを調整する形態 (self-manage) と地方自治体がサービスを調整する形態 (council-manage) がある。前者は、個々のサービスを自分で事業所と契約しなければならない、複雑なため敬遠する人が多い。後者は、地方自治体によるコミッションングになり、基本はブロックコントラクト (個別のサービスごとに契約するのではなく、サービス全体を一括で契約する方式) になる。
- ・ 資金配分の 80% は介護等のパーソナルケア、10% は買い物などのプラクティカルケア、10% はデイサービスに必要なもの (日用品など) にあてられている。
- ・ A 区では、利用者数が最も多いのは高齢者で 453 人、続いて身体障害者 203 人、知的障害者 58 人、精神障害者 29 人となっているが、一人当たりの給付額の平均では、知的障害者が最も多く (£ 23,298.85)、続いて身体障害者 (£ 11,175.39)、高齢者 (£ 6,293.57)、精神障害者 (£ 3,597.56) となっている (数字は 2011 年度)。
- ・ 財源は、国から地方自治体に配分され、アセスメント結果に基づいて利用者に配分される。利用者が PB を受けるためには資力調査が必要であり、資力のある人は自己負担が必要となる。
- ・ 近年、福祉予算は減少傾向にあり、利用者への配分額の減少とそれに伴うサービスの質の保証が問題となっている。

5. 考察

本研究の結果、パーソナライゼーション政策における地方自治体の役割は、利用者のアセスメントと資金配分に大きく傾斜しており、サービス提供は市場へ大きく委任され、利用者と事業者との「契約」がますます色濃くなっている。また、知的障害者のような判断能力が十分ではない人たちは利用が難しいという指摘もある (例、白瀬 2012 ; 97 頁)。しかし、A 区では一人当たりの給付額は知的障害者が最も多く、利用できる場合「契約」は手厚い支援につながる可能性が示唆された。ただし、利用者の増加は財政負担の増加につながる可能性があり、「契約」方式が財政に与える影響は単純なものではないことが明らかになった。

<参考文献>

- ・ 秋元美世 (2011) 「英国におけるパーソナライゼーション論の素描-消費者主義を超えて」『週刊社会保障』No.2657、44-49 頁。
- ・ 小川喜道 (2009) 「(特集イギリスの社会保障-ニューレイバーの 10 年) 障害者福祉-ダイレクトペイメントの行方-」『海外社会保障研究』No.169、83-93 頁。
- ・ 白瀬由美香 (2012) 「イギリスのパーソナライゼーション施策-選択を重視したケア推進の意義と課題」『障害学研究』、第 8 号、86-106 頁。

※本研究は JSPS 科研費 24530766 の助成を受けたものです。